

水道料金の改定について②

令和7年度第2回新座市水道事業審議会資料
令和7年7月22日開催

第 1 回水道事業審議会のまとめ

水道事業の現状と課題

給水原価＞供給単価となり原価割れを起こしているため、売れば売るほど赤字が拡大する状態が続いている。令和 8 年度からは県水の受水単価が値上げされることから、料金回収率はさらに低下するものと見込まれる。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (決算見込)
給水原価a	119.47円	122.74円	131.75円	137.29円	140.50円
供給単価b	※ 112.11円	124.27円	※ 113.10円	125.81円	126.01円
料金回収率(b/a)	93.84%	101.25%	85.84%	91.64%	89.69%

※ R 2 ・ R 4 は 2 調定分の基本料金減免実施のため供給単価が一時的に低下している

将来の施設の更新費用（資産維持費）を計上し、資金を確保したいところではあるが、今回の改定では、下記のとおり給水原価＝供給単価となる水準に料金設定をするのが目標。

給水原価

水道水 1 m³を作るのに
いくらかかるか

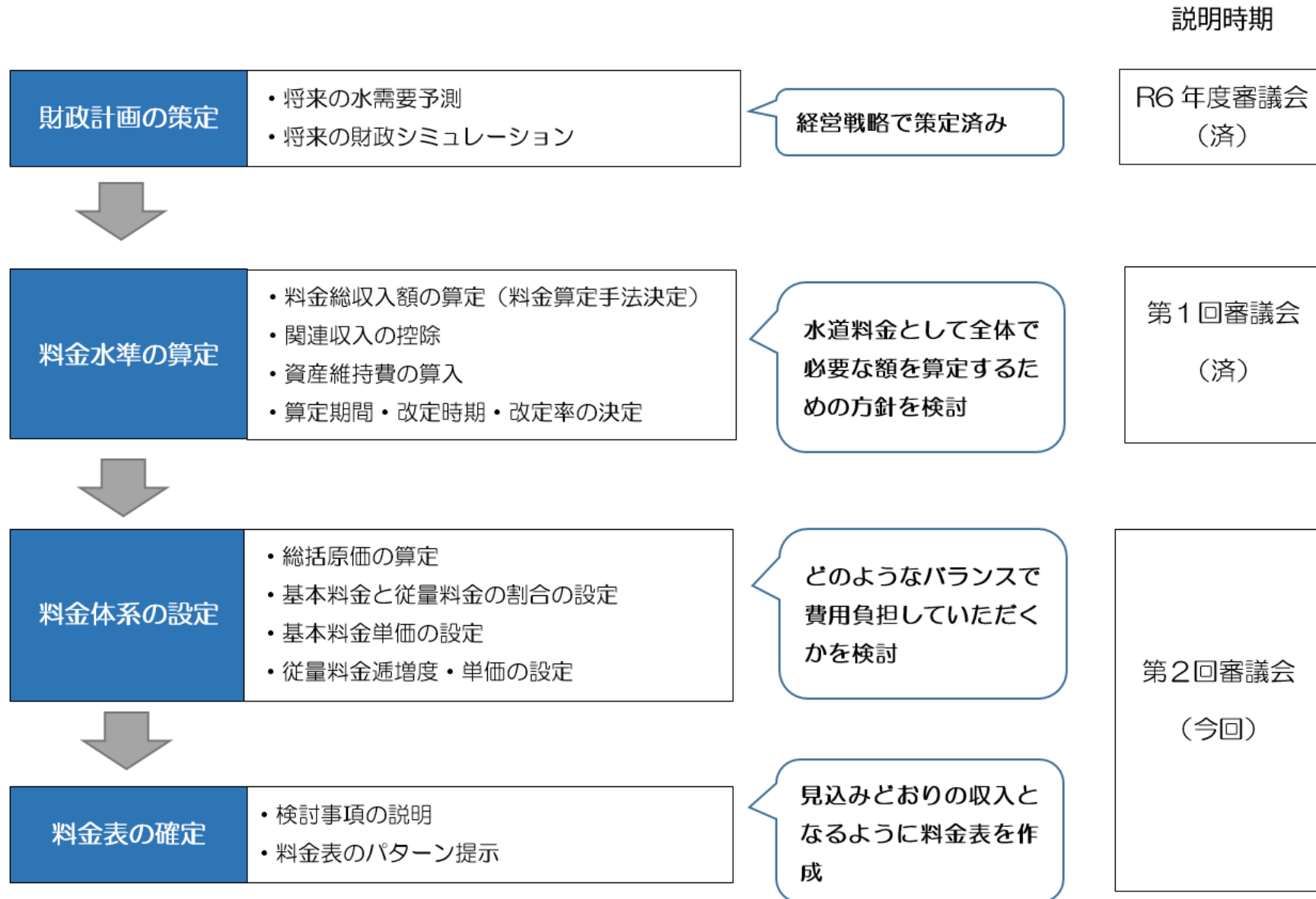
=

供給単価

水道水 1 m³当たり
いくらかで売るか

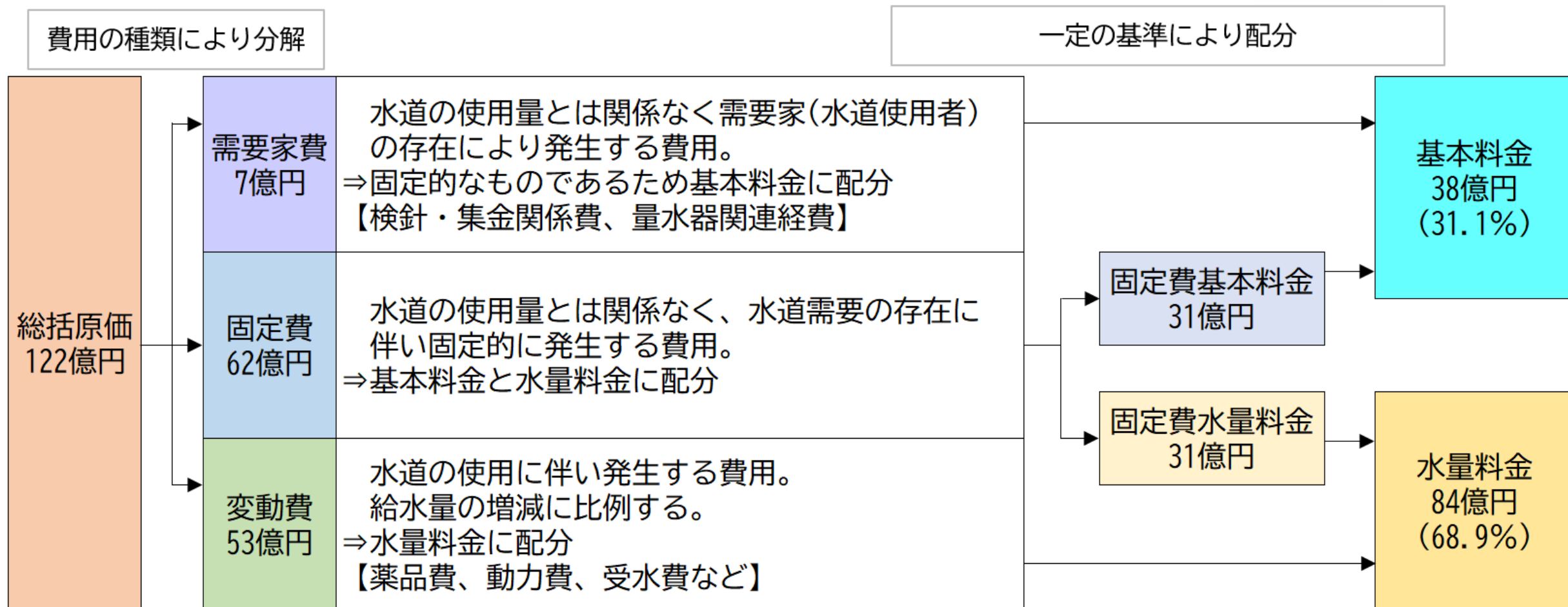
(料金回収率 1 0 0 %)

【料金改定の検討手順】



総括原価の配賦

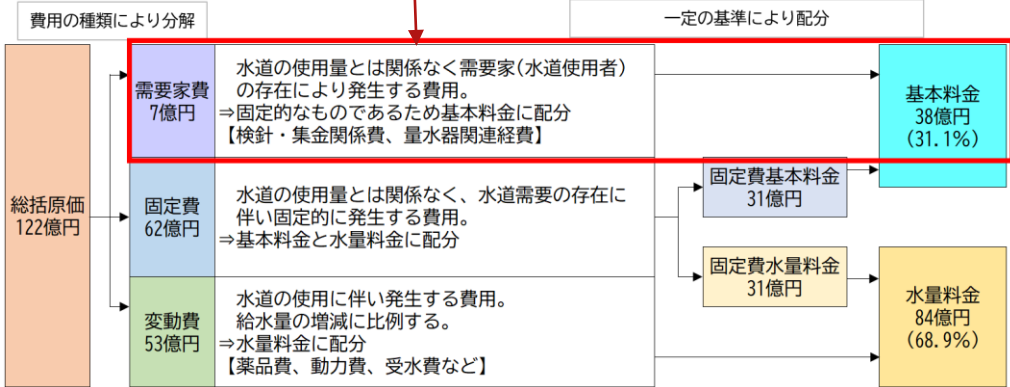
第1回水道事業審議会で確定した総括原価を、費目ごとに分け、基本料金と水量料金でそれぞれのどれだけの収入を得たいかを決定する。



総括原価の配賦

以下に、（公社）日本水道協会作成の水道料金改定業務の手引きに記載の方法で計算した口径別、水量区分別の配賦例を示す。

資料P3のこの部分を計算して口径ごとに分けます



（１）基本料金の配賦

① 需要家費

検針・集金関係費は、1 件 1 か月当たりの配賦額＝検針・集金関係費÷調定件数により算出する。

費用	総額	1件1か月あたり配賦額
検針・集金関係費	491,184 千円	100.22 円

量水器関係費は、使用口径の大小に応じて導入経費に差があることから、調定件数とメーター購入単価（R5年度実績）を用いて算出する。

口径	調定件数（5年計） (a)	量水器購入価格指数 (b) ※	口径別総合配賦率		量水器関係費口径別 総額	量水器関係費の配賦 1件1か月あたり配賦額
			(a) × (b)	%		
13mm	930,470 件	1.00	930,470	31.57	67,150 千円	36.08 円
20mm	1,481,561 件	1.24	1,830,719	62.12	132,119 千円	44.59 円
25mm	23,053 件	1.55	35,681	1.21	2,575 千円	55.85 円
30mm	5,375 件	4.81	25,829	0.88	1,864 千円	173.41 円
40mm	5,639 件	5.13	28,913	0.98	2,087 千円	185.02 円
50mm	3,038 件	19.62	59,589	2.02	4,300 千円	707.89 円
75mm	1,200 件	26.31	31,567	1.07	2,278 千円	949.21 円
100mm	120 件	37.52	4,502	0.15	325 千円	1,353.72 円
計	2,450,456 件	—	2,947,271	100	212,698 千円	—

※量水器購入価格指数は、13mmのメーター購入価格に対する比

②固定費

【固定費の配分方法】

固定費の配分方法は、水道料金算定要領に示された4つの方法(i)～(iv)と、基本料金と水量料金に均等に配分する方法の5パターンを比較検討した。

固定費配分方法	基本料金と水量料金の割合	
	基本料金	水量料金
固定費配分方法(i)	9.6%	90.4%
固定費配分方法(ii)	13.9%	86.1%
固定費配分方法(iii)	10.4%	89.6%
固定費配分方法(iv)	41.8%	58.2%
基本・水量料金に均等配分	31.1%	68.9%
令和5年度実績	30.4%	69.6%

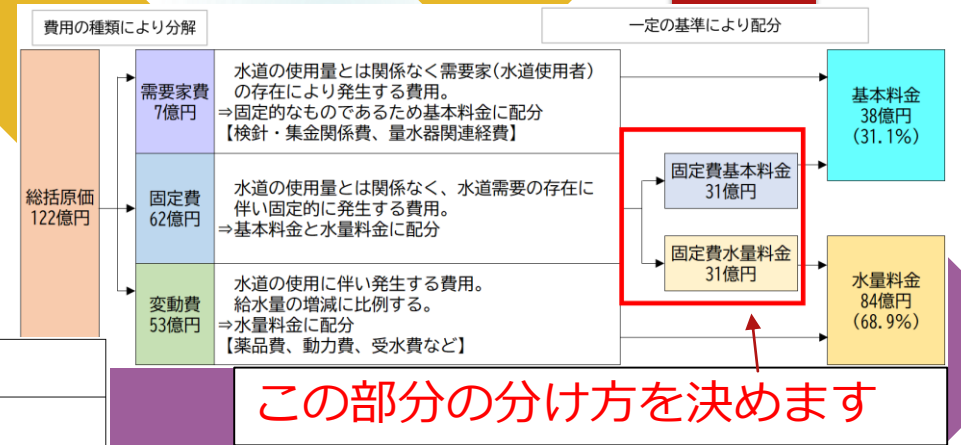
(i) 負荷率を基に配分する方法

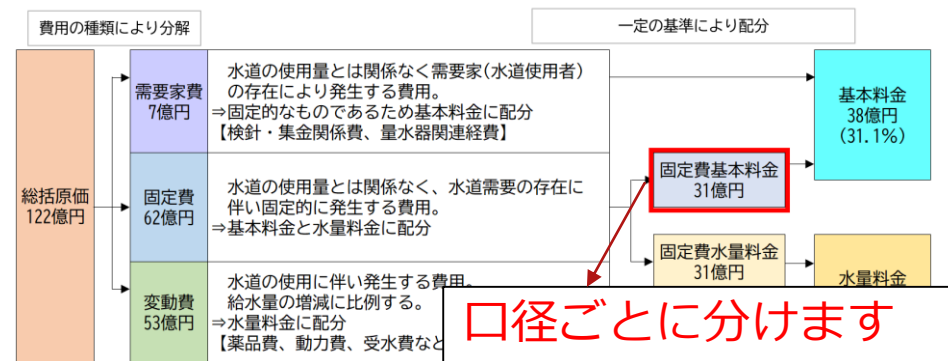
(ii) 施設利用率を基に配分する方法

(iii) 最大稼働率を基に配分する方法

(iv) 配給水部門費を基本料金とし残りを水量料金とする方法

(i)～(iv)の方法では、基本料金または水量料金のどちらかに大幅な改定が必要となってしまうことから、現行の料金体系に最も近い、**固定費を均等に基本料金と水量料金に配分する方法を採用する。**





基本料金に配分された固定費は、調定件数と口径ごとの流量比を用いて算出する。

口径	調定件数（5年計） (a)	設定流量比 (b)	口径別総合配賦率		固定費の配賦	
			(a) × (b)	%	総額	1件1か月あたり配賦額
13mm	930,470 件	1.00	930,470	18.80	582,187 千円	312.85 円
20mm	1,481,561 件	2.51	3,720,200	75.15	2,327,698 千円	785.56 円
25mm	23,053 件	4.02	92,619	1.87	57,951 千円	1,256.89 円
30mm	5,375 件	5.95	31,997	0.65	20,020 千円	1,862.43 円
40mm	5,639 件	10.96	61,778	1.25	38,654 千円	3,427.35 円
50mm	3,038 件	17.63	53,538	1.08	33,498 千円	5,514.09 円
75mm	1,200 件	42.17	50,602	1.02	31,661 千円	13,192.08 円
100mm	120 件	77.03	9,243	0.19	5,783 千円	24,097.13 円
計	2,450,456 件		4,950,446	100.00	3,097,452 千円	-

(2) 水量料金の配賦

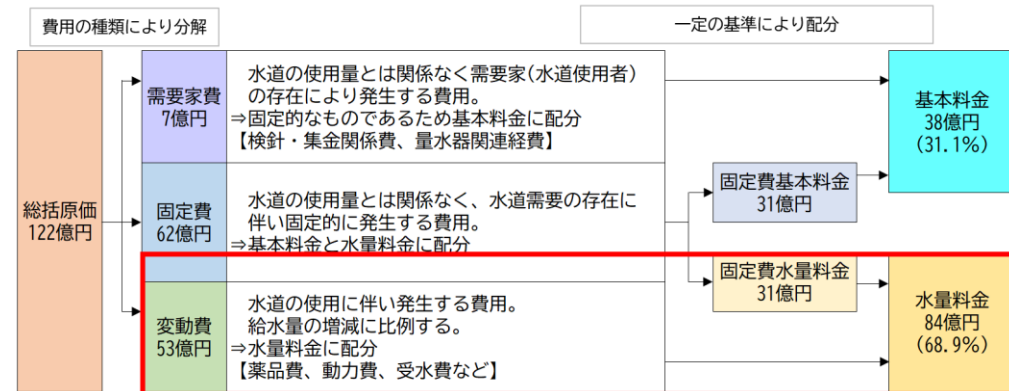
水量料金に配分された固定費と変動費を、
調定水量で割って1 m³当たりの単価を算出する。
本市の水量料金は、逓増制を採用しているため、
現行の逓増度を維持するものとして試算した。

総括原価から配分された水量料金

固定費	3,097,453 千円
変動費	5,312,482 千円
合計	8,409,935 千円

水量料金表の配賦結果

水量区分	現行単価 (円)	逓増度	単価 (円)
1～10m ³	58	1.00	71.51
11～20m ³	90	1.55	110.97
21～50m ³	110	1.90	135.63
51～100m ³	150	2.59	184.94
101～m ³	190	3.28	234.26



この部分を計算して1 m³当たりの単価を決めます

手引きに基づく算定結果

(これまでの計算結果を集計したもの)

基本料金

(1か月当たり)

口径	現行料金体系 (円)	手引きに基づく 料金体系 (円)	改定率(%)
13mm	470	450	▲ 4.26
20mm	670	930	38.81
25mm	1,800	1,410	▲ 21.67
30mm	3,600	2,140	▲ 40.56
40mm	7,500	3,710	▲ 50.53
50mm	14,000	6,320	▲ 54.86
75mm	38,000	14,240	▲ 62.53
100mm	60,000	25,550	▲ 57.42

水量料金

使用水量区分	現行料金体系 (円)	手引きに基づく 料金体系 (円)	改定率(%)
1～10m ³	58	72	24.14
11～20m ³	90	111	23.33
21～50m ³	110	136	23.64
51～100m ³	150	185	23.33
101～m ³	190	234	23.16

【基本料金】

大幅な値上げとなる口径がある一方、値下げとなる口径があり、料金改定率にばらつきが生じる結果となった。本市の状況や公平性を加味し、調整を行う必要がある。

【水量料金】

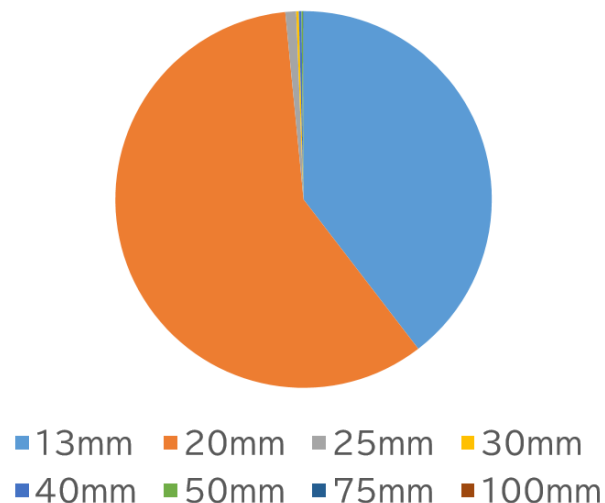
概ね均等な改定率となり、公平性が保たれていると考えられる。

基本料金について大幅な調整が必要であることから、手引きに基づき算出した料金体系は使用せず、**新座市の需要実態に合った改定案を作成することとする。**

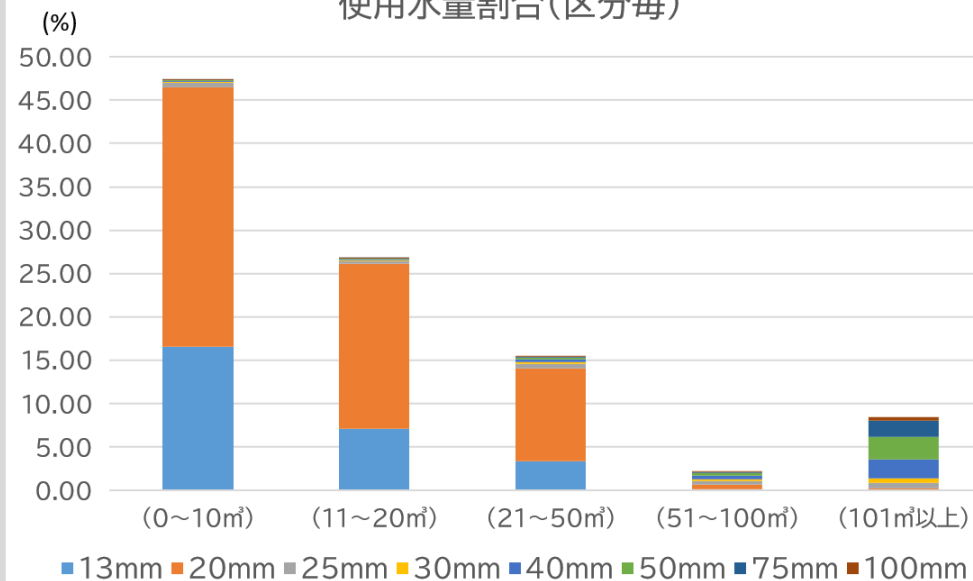
新座市の水道使用者の分布

基本料金調定件数		
口径	件数(件)	(%)
13mm	188,349	39.57
20mm	280,279	58.88
25mm	4,455	0.94
30mm	1,033	0.22
40mm	1,073	0.23
50mm	577	0.12
75mm	240	0.05
100mm	24	0.01
合計	476,030	100.00

基本料金調定件数割合(%)



使用水量割合(区分毎)



13mm・20mm口径の水道使用者が全体の約98%を占めている。
使用水量では、0~20m³までの使用者が約74%を占めている。

料金表改定案の比較

改定案①全ての使用者に対して一律に改定するケース

改定案②一般家庭(口径13mm・20mm)に配慮したケース

改定案③大口使用者に配慮したケース

改定案①全ての使用者に対して一律に改定するケース
基本料金 (1か月当たり)

口径	現行料金体系 (円)	改定案 (円)	改定率(%)
13mm	470	560	19.15
20mm	670	790	17.91
25mm	1,800	2,130	18.33
30mm	3,600	4,250	18.06
40mm	7,500	8,860	18.13
50mm	14,000	16,540	18.14
75mm	38,000	44,900	18.16
100mm	60,000	70,900	18.17

水量料金

使用水量区分	現行料金体系 (円)	改定案 (円)	改定率(%)
1~10m ³	58	72	24.14
11~20m ³	90	111	23.33
21~50m ³	110	136	23.64
51~100m ³	150	185	23.33
101~m ³	190	234	23.16

改定案②一般家庭(口径13mm・20mm)に配慮したケース
基本料金 (1か月当たり)

口径	現行料金体系 (円)	改定案 (円)	改定率(%)
13mm	470	550	17.02
20mm	670	790	17.91
25mm	1,800	2,190	21.67
30mm	3,600	4,380	21.67
40mm	7,500	9,150	22.00
50mm	14,000	17,100	22.14
75mm	38,000	46,400	22.11
100mm	60,000	73,500	22.50

水量料金

使用水量区分	現行料金体系 (円)	改定案 (円)	改定率(%)
1~10m ³	58	70	20.69
11~20m ³	90	110	22.22
21~50m ³	110	140	27.27
51~100m ³	150	190	26.67
101~m ³	190	240	26.32

改定案③大口使用者に配慮したケース

基本料金 (1 か月当たり)

口径	現行料金体系 (円)	改定案 (円)	改定率 (%)
13mm	470	570	21.28
20mm	670	800	19.40
25mm	1,800	2,030	12.78
30mm	3,600	4,050	12.50
40mm	7,500	8,450	12.67
50mm	14,000	15,800	12.86
75mm	38,000	42,800	12.63
100mm	60,000	67,600	12.67

水量料金

使用水量区分	現行料金体系 (円)	改定案 (円)	改定率 (%)
1~10m ³	58	72	24.14
11~20m ³	90	112	24.44
21~50m ³	110	137	24.55
51~100m ³	150	180	20.00
101~m ³	190	230	21.05

改定案①全ての使用者に対して一律に改定するケース
 改定案②一般家庭(口径13mm・20mm)に配慮したケース
 改定案③大口使用者に配慮したケース

メーター口径別の1か月あたりの平均水道料金

1件1か月あたり 平均使用水量		現行料金	改定案①		改定案②		改定案③	
			料金	改定率	料金	改定率	料金	改定率
13mm	11 m ³	1,254 円	1,530 円	22.01 %	1,496 円	19.30 %	1,542 円	22.97 %
20mm	17 m ³	2,068 円	2,515 円	21.62 %	2,486 円	20.21 %	2,534 円	22.53 %
25mm	36 m ³	5,544 円	6,749 円	21.74 %	6,853 円	23.61 %	6,668 円	20.27 %
30mm	86 m ³	15,158 円	18,502 円	22.06 %	18,942 円	24.96 %	18,128 円	19.59 %
40mm	244 m ³	51,854 円	63,487 円	22.43 %	65,131 円	25.60 %	62,172 円	19.90 %
50mm	383 m ³	88,055 円	107,714 円	22.33 %	110,572 円	25.57 %	105,424 円	19.73 %
75mm	722 m ³	185,306 円	226,168 円	22.05 %	232,298 円	25.36 %	220,891 円	19.20 %
100mm	1,448 m ³	361,240 円	441,641 円	22.26 %	453,772 円	25.62 %	431,849 円	19.55 %

※総括原価を料金収入で回収する計算になっているため、どの改定案でも給水収益の見込みはほぼ同額となる。

料金表改定案の決定

改定案①全ての使用者に対して一律に改定するケースは、現行の料金体系の考え方を踏襲しつつ、全ての使用者に公平な改正となる。

改定案②一般家庭(口径13mm・20mm)に配慮したケースでは、最も使用者が多い一般家庭の水道料金を抑えることができる一方、大口使用者の負担が大きくなり、井戸への転換、併用などの水道離れが発生する恐れがあり、かえって給水収益が減少する可能性もある。

改定案③大口使用者に配慮したケースでは、一般家庭の負担が大きくなることから、一般家庭に大口使用者の負担を転嫁することになる。

水道法施行規則にも水道の需要者相互の負担の公平性を勘案して料金設定しなければならないとされていることから、水道事業者としては本来は改定案①とすべきところではあるが、昨今の物価高騰等の状況を勘案し、一般家庭の負担を軽減するため、改定案②を事務局案として提案する。